

# 建設業のみなさまへ

— 特定建設作業の実施の届出はお早めに —



# 次のような作業には、特定建設作業の届出が必要です。

- 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする場合には、作業の開始の7日前までに、法または条例に基づく届出をしてください。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。

## ■ 騒音に係る特定建設作業

(騒音規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52条)

適用法令	特定建設作業の種類
法 または 条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)</li> <li>2. びょう打機を使用する作業</li> <li>3. さく岩機を使用する作業(注1)</li> <li>4. 空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)</li> <li>5. コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200キログラム以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)</li> <li>6. バックホウ(原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)</li> <li>7. トラクターショベル(原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)</li> <li>8. ブルドーザー(原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。)を使用する作業(注2)</li> </ol>
条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械(アタッチメントをスケルトンバケットに換装したものを含み、原動機の定格出力が20キロワットを越えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業</li> <li>10. コンクリートカッターを使用する作業(注1)</li> <li>11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> </ol>
<p>(注1) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。</p> <p>(注2) 一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして騒音規制法施行令別表第2の規定により環境大臣が指定するもの(国土交通省が低騒音型建設機械として指定したものが該当します。)を使用する作業を除く。(この場合は9の府条例での届出を行うことになります。)</p>	

## ■ 振動に係る特定建設作業

(振動規制法施行令第2条、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則第52条)

適用法令	特定建設作業の種類
法 または 条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業</li> <li>2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業</li> <li>3. 舗装版破碎機を使用する作業(注)</li> <li>4. ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業(注)</li> </ol>
条例	<ol style="list-style-type: none"> <li>5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が20キロワットを超えるものに限る。)を使用する作業</li> </ol>
<p>(注) 作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。</p>	

**特定建設作業**を伴う工事を行うにあたっては、  
次の**基準**を守ってください。

- 特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとするときには、法律や条例に定める規制の基準を遵守してください。

(騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条)

種 別 区域区分	騒 音		振 動	
	基 準 値	1 号 2 号	8 5 デシベル	7 5 デシベル
作 業 可 能 時 刻	1 号	午 前 7 時 ~ 午 後 7 時		
	2 号	午 前 6 時 ~ 午 後 1 0 時		
最 大 作 業 時 間	1 号	1 日 あ た り 1 0 時 間		
	2 号	1 日 あ た り 1 4 時 間		
最 大 作 業 期 間	1 号	連 続 6 日 間		
	2 号			
作 業 日	1 号	日 曜 そ の 他 の 休 日 を 除 く 日		
	2 号			

**区域区分**

1 号 区 域	第 1, 2 種 低 層 住 居 専 用 地 域、第 1, 2 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域、第 1, 2 種 住 居 地 域、準 住 居 地 域、田 園 住 居 地 域、近 隣 商 業 地 域、商 業 地 域、準 工 業 地 域 (一 部)、用 途 指 定 の な い 地 域 (一 部)、工 業 地 域 の う ち 学 校、保 育 所、病 院、入 院 施 設 を 有 す る 診 療 所、図 書 館、特 別 養 護 老 人 ホ ー ム 及 び 幼 保 連 携 型 認 定 こ ど も 園 の 周 囲 8 0 メ ー ト ル の 区 域 内 で 空 港 敷 地 を 除 く 地 域
2 号 区 域	工 業 地 域 の う ち 1 号 区 域 以 外 の 地 域 の 他、府 条 例 で は 工 業 専 用 地 域 の 一 部、空 港 敷 地 の 一 部 及 び 水 域 の 一 部

- 特定建設作業を伴う建設工事を施工するときには、その敷地境界線上で規制基準を守らなければなりません。
- 解体改修工事等の場合は、事前に石綿（アスベスト）に関する調査が必要ですので、ご注意ください。
- 適切な届出をしない場合や、改善命令等に従わない場合、懲役または罰金が科せられます。

(騒音規制法第 30~33 条、振動規制法第 26~29 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 114~116 条)

特定建設作業以外の工事の際にも周辺の

**生活環境には十分配慮してください。**

- 建設作業を実施される場合は、前もって周辺の住民の方に、作業内容の十分な説明を行うとともに、低騒音の機械や工法を採用するなどして、周辺の生活環境を保全するよう努めてください。
- 騒音レベルの低い機種は、国土交通省により「低騒音型建設機械」として指定されています。
- 各届出、詳細につきましては下記までお問い合わせください。

東大阪市環境部公害対策課

〒577-8521 東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市総合庁舎 15階

電話 06-4309-3000 (代)

06-4309-3204~3205 (公害対策課直通)

Fax 06-4309-3829

E-mail kogaitaisaku@city.higashiosaka.lg.jp

- 特定建設作業に関する最新情報、届出用紙のダウンロード等につきましては公害対策課のウェブサイトをご覧ください。

<http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000000840.html>

- 関係機関のウェブサイトもあわせてご覧ください。

環境省 <http://www.env.go.jp>

国土交通省 <http://www.mlit.go.jp/> (低騒音型建設機械の確認ができます。)

大阪府 <http://www.pref.osaka.lg.jp/kotsukankyo/oto/index.html>

(環境農林水産部 環境管理室 事業所指導課)



東大阪市 環境部 公害対策課

(令和5年2月改正)